

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

滋賀県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1 府内連絡会議の有無	問2-2 事務所掌の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
						問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
		担当課(室)名	所属	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
				17	15	8			17						
25	201	大津市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1	大津市男女共同参画推進条例	2011年12月19日	2011年12月19日	おおつかがやきプランIV(大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
25	202	彦根市	女性活躍推進室	1 1	1	1	男女共同参画を推進する彦根市条例	2001年12月27日	2002年4月1日	彦根市男女共同参画計画 ひこねかがやきプランⅢ	2022年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
25	203	長浜市	人権施策推進課	1 2	1	1			4	第4期長浜市男女共同参画行動計画 ～長浜市パートナーシッププラン～	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
25	204	近江八幡市	人権・市民生活課	1 2	1	1	近江八幡市男女共同参画推進条例	2012年3月26日	2012年4月1日	男女共同参画おうみはちまん2030プラン ～男女共同参画近江八幡市行動計画～	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
25	206	草津市	男女共同参画センター	1 1	1	1	草津市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日	第4次草津市男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
25	207	守山市	人権政策課	1 2	1	1	守山市男女共同参画推進条例	2015年3月26日	2015年3月26日	第4次守山市男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
25	208	栗東市	自治振興課	1 2	1	1			3	栗東市ひとが輝くパートナープラン 《栗東市男女共同参画プラン第6版》	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
25	209	甲賀市	女性活躍推進室	1 1	1	1	甲賀市男女共同参画を推進する条例	2018年6月29日	2018年6月29日	第2次甲賀市男女共同参画計画 (甲賀市女性活躍推進計画)	2017年7月	~	2029年3月	1	1
25	210	野洲市	人権施策推進課	1 2	1	1	野洲市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日	第4次野洲市男女共同参画行動計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
25	211	湖南市	人権擁護課	1 2	1	1			4	湖南市男女共同参画アクション2017計画	2017年4月	~	2027年3月	1	1
25	212	高島市	人権施策課	1 2	1	1			4	第2次男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月	~	2027年3月	1	1
25	213	東近江市	人権・男女共同参画課	1 2	1	1	東近江市男女共同参画推進条例	2014年12月19日	2015年4月1日	第3次東近江市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
25	214	米原市	人権政策課	1 2	1	1			4	第4次米原市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
25	383	日野町	企画振興課	1 2	1	1			4	「日野町男女共同参画行動計画～ひの パートナープラン2019～」後期計画	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
25	384	竜王町	未来創造課	1 2	1	1			4	第3次竜王ベストパートナープラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
25	425	愛荘町	みらい創生課	1 2	1	2			4	第2次愛荘町男女共同参画推進計画	2019年4月	~	2028年3月	1	1
25	441	豊郷町	人権政策課	1 2	2	2			4						2

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属	事務所掌	の有無	の連絡会議	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)		問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
25	442	甲良町	住民人権課	1	2	2	2			4						2	
25	443	多賀町	総務課	1	2	1	2			2	多賀町男女共同参画計画	2023年3月	~		1	1	

<選択肢回答>

- | | |
|------------------------|--------|
| 所属 | 庁内連絡会議 |
| 1 首長部局 | 1 有 |
| 2 教育委員会 | 2 無 |
| 事務所掌 | 諮詢機関 |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有 |
| 2 1ではない | 2 無 |

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中
- 2 2026年度以降の制定を目指し検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない
- 3 単独計画として策定
- 4 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

滋賀県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体								
		問6-1			問6-4 所在地等				問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体					
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他	
		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
	5									2	3	1	4	0	2	3	0
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	520-0047	滋賀県大津市浜大津四丁目1-1	077-528-2615	077-527-6288	https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/001/2463/index.html		○	○		○				
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	ウイズ	522-0041 彦根市平田町670番地	0749-24-3529	0749-24-3529	https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/shisetsu/14/index.html	○		○		○				
25	203	長浜市															
25	204	近江八幡市															
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	あい・ふらつと	525-0032 滋賀県草津市大路2丁目1番35号	077-565-1550	077-565-1518	https://www.city.kusatsu.siga.jp/kurashi/jinken/danjosankaku/index.html		○	○	○					
25	207	守山市															
25	208	栗東市															
25	209	甲賀市															
25	210	野洲市															
25	211	湖南市															
25	212	高島市	高島市働く女性の家	ゆめぱれっと高島	520-1621 滋賀県高島市今津町今津1640番地	0740-22-5775	0740-22-5775	https://npo-genki.com/home/josei/	○		○		○				
25	213	東近江市															
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター		5210031 滋賀県米原市一色444番地	0749-54-2444	0749-54-3033	http://scplaza.jimdo.com		○	○		○				
25	383	日野町															
25	384	竜王町															
25	425	愛荘町															
25	441	豊郷町															
25	442	甲良町															
25	443	多賀町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

滋賀県

都道府県コード	市町村名	市区町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
			5	5			6				2	5	5	5	1	0	0	5	1
25	201	大津市	大津市男女共同参画センター	1992年4月1日	○		○	8	1	9,195	○	○	○			○			
25	202	彦根市	彦根市男女共同参画センター	2003年10月1日	○		○	3	2	4,254	○	○	○	○			○	○	
25	203	長浜市																	
25	204	近江八幡市					○												
25	206	草津市	草津市立男女共同参画センター	2021年5月6日	○		○	3	3	25,018	○	○	○	○	○		○	男女共同参画に関する審議会、審議会やイベント等での託児支援	
25	207	守山市																	
25	208	栗東市																	
25	209	甲賀市																	
25	210	野洲市																	
25	211	湖南市					○												
25	212	高島市	高島市働く女性の家	1993年4月1日	○			3	2	10,400	○	○	○			○			
25	213	東近江市					○												
25	214	米原市	米原市男女共同参画センター	2006年4月1日	○			6		32,320	○	○	○			○	えすしいマルシェ(女性活躍支援事業)		
25	383	日野町																	
25	384	竜王町																	
25	425	愛荘町																	
25	441	豊郷町																	
25	442	甲良町																	
25	443	多賀町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

滋賀県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
/	/	/	2			13	1	7.7	13	0	0.0	6	0	0.0	4	0	0.0	3,351	180	5.4
25	201	大津市	1998年9月22日	ひとが輝く男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							713	70	9.8
25	202	彦根市				1	0	0.0	0	0								324	19	5.9
25	203	長浜市				1	0	0.0	2	0	0.0							427	5	1.2
25	204	近江八幡市				1	0	0.0	0	0								169	8	4.7
25	206	草津市				1	0	0.0	2	0	0.0							222	16	7.2
25	207	守山市				1	0	0.0	1	0	0.0							71	3	4.2
25	208	栗東市	2002年3月22日	栗東市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							126	16	12.7
25	209	甲賀市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	4	2.0
25	210	野洲市				1	0	0.0	0	0								92	9	9.8
25	211	湖南市				1	1	100.0	1	0	0.0							43	1	2.3
25	212	高島市				1	0	0.0	0	0								202	5	2.5
25	213	東近江市				1	0	0.0	2	0	0.0							402	19	4.7
25	214	米原市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	1	0.9
25	383	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	1	1.2
25	384	竜王町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	3	9.4
25	425	愛荘町										1	0	0.0	1	0	0.0	61	0	0.0
25	441	豊郷町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
25	442	甲良町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
25	443	多賀町										1	0	0.0	0	0		48	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 厅内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

滋賀県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1						調査時点コード														
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																																			
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他														
					941	852	12,193	4,217	34.6	771	713	9,693	3,343	34.5	114	82	723	155	21.4	516	58	11.2	535	59	11.0																					
				小計						767	709	9,549	3,303	34.6	114	82	723	155	21.4																											
25	201	大津市	40.0	2029年4月		88	83	899	317	35.3	法令もしくはこれに基づく政令または条例の定めるところにより設置されている審議会等						82	77	864	310	35.9	6	6	36	7	19.4	37	6	16.2	38	6	15.8	1		1		1									
25	202	彦根市	40.0	2034年3月		53	50	678	202	29.8	法令または政令により設置されている審議会等						52	49	641	199	31.0	6	4	57	9	15.8	31	2	6.5	32	2	6.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日								
25	203	長浜市	40.0	2028年3月		54	50	701	254	36.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会						54	50	701	254	36.2	6	4	57	14	24.6	30	2	6.7	31	2	6.5	1		1		1									
25	204	近江八幡市		2031年3月	審議会等における女性委員の割合が40~60%である審議会等の割合が50%以上						98						地方自治法第180条の5に定める行政委員会 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 規則・要綱等に基づく審議会等 その他						38	33	581	118	20.3	6	3	40	6	15.0	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1			
25	206	草津市	50.0	2026年3月		99	98	1,214	510	42.0	法律、条例、規則および要綱により設置されている懇談会、会議等						84	84	924	403	43.6	6	5	40	9	22.5	25	10	40.0	26	10	38.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日								
25	207	守山市	40.0	2026年3月		65	63	815	312	38.3						37	35	419	132	31.5	6	4	42	9	21.4	19	3	15.8	20	3	15.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日									
25	208	栗東市	40.0	2025年3月		56	48	649	230	35.4	市長が委嘱する審議会、委員会						56	48	650	230	35.4	6	4	30	5	16.7	33	1	3.0	34	1	2.9	2	2024年11月1日	2	2024年11月1日	2	2024年11月1日								
25	209	甲賀市	40.0	2029年3月		84	83	1,084	329	30.4						45	45	555	181	32.6	6	5	34	12	35.3	46	4	8.7	47	4	8.5	1		1		1										
25	210	野洲市	40.0	2026年3月		80	73	1,210	438	36.2	市長等が任命又は委嘱する審議会、委員会等						70	64	1,121	420	37.5	6	6	42	11	26.2	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1									
25	211	湖南市	40.0	2026年3月		51	24	613	197	32.1						51	46	613	197	32.1	6	5	31	10	32.3	29	3	10.3	30	4	13.3	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日									
25	212	高島市	50.0	2027年3月		41	38	525	210	40.0	地方自治法第203条の3の規定に基づく審議会および同法第180条の5の規定に基づく委員会等						35	33	490	200	40.8	6	5	35	10	28.6	38	6	15.8	39	6	15.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日								
25	213	東近江市	40.0	2027年3月		53	48	956	368	38.5	地方自治法第202条の3に定める法律・条例に基づく付属機関、付属機関に準ずる委員会						35	32	567	192	33.9	6	5	56	12	21.4	42	4	9.5	43	4	9.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日								
25	214	米原市		2027年3月	35%(目標値)	65	62	647	216	33.4						53	47	569	191	33.6	6	5	37	6	16.2	26	1	3.8	27	1	3.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1										
25	383	日野町	30.0	2029年3月		14	11	239	92	38.5	法令・条例に基づく審議会等						12	12	186	53	28.5	6	3	31	7	22.6	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1									
25	384	竜王町		2029年3月	40%以上60%以下	18	16	189	66	34.9	地方自治法第202条の3に基づき法令・条例で設置されている審議会等						18	16	189	66	34.9	6	4	30	8	26.7	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1									

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

滋賀県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)		
									4	4	144	40	27.8	0	0	0	0									
	大津市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	彦根市								1	1	37	3	8.1	0	0	0	0	0								
	長浜市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	近江八幡市								2	2	95	33	34.7	0	0	0	0	0								
	草津市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	守山市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	栗東市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	甲賀市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	野洲市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	湖南市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	高島市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	東近江市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	米原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	日野町								1	1	12	4	33.3	0	0	0	0	0								
	竜王町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	愛荘町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	豊郷町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	甲良町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								
	多賀町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0								

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

滋賀県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職数																				
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性比率(%)	うち女性数	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)											
25 1692	458	27.1	1,188	210	17.7	246	24	9.8	199	15	7.5	304	61	20.1	229	35	15.3	1,142	373	32.7	760	160	21.1	1,579	603	38.2	1,035	272	26.3	2,509	1,088	43.4	1,547	519	33.5			135	17	12.6	39	2	5.1			
25 201	大津市	179	17	9.5	146	12	8.2	18	3	16.7	16	2	12.5	34	3	8.8	26	2	7.7	127	11	8.7	104	8	7.7	325	89	27.4	238	54	22.7	800	300	37.5	618	241	39.0	1		18	3	16.7	0	0	0.0	1
25 202	彦根市	200	53	26.5	83	12	14.5	27	1	3.7	18	0	0.0	47	10	21.3	23	4	17.4	126	42	33.3	42	8	19.0	133	30	22.6	70	20	28.6	229	92	40.2	83	24	28.9	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1
25 203	長浜市	161	49	30.4	95	10	10.5	28	3	10.7	17	1	5.9	26	3	11.5	20	1	5.0	107	43	40.2	58	8	13.8	250	91	36.4	165	25	15.2	342	185	54.1	157	51	32.5	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1
25 204	近江八幡市	170	57	33.5	73	14	19.2	25	4	16.0	16	2	12.5	14	6	42.9	5	1	20.0	131	47	35.9	52	11	21.2	130	62	47.7	60	19	31.7	177	88	49.7	54	14	25.9	1		8	0	0.0	3	0	0.0	1
25 206	草津市	128	30	23.4	101	15	14.9	23	1	4.3	20	1	5.0	26	4	15.4	23	3	13.0	79	25	31.6	58	11	19.0	72	21	29.2	59	14	23.7	104	35	33.7	72	18	25.0	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1
25 207	守山市	87	31	35.6	75	20	26.7	13	2	15.4	13	2	15.4	20	5	25.0	17	3	17.6	54	24	44.4	45	15	33.3	49	14	28.6	35	2	5.7	95	31	32.6	76	16	21.1	1		9	2	22.2	3	1	33.3	1
25 208	栗東市	61	18	29.5	48	10	20.8	11	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	50	18	36.0	38	10	26.3	46	23	50.0	28	10	35.7	96	48	50.0	61	21	34.4	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1
25 209	甲賀市	102	28	27.5	80	15	18.8	17	1	5.9	15	1	6.7	28	6	21.4	23	4	17.4	57	21	36.8	42	10	23.8	109	53	48.6	70	25	35.7	165	83	50.3	105	38	36.2	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1
25 210	野洲市	98	34	34.7	60	10	16.7	12	3	25.0	10	2	20.0	21	8	38.1	13	3	23.1	65	23	35.4	37	5	13.5	66	35	53.0	32	11	34.4	45	21	46.7	20	6	30.0	1		9	2	22.2	5	1	20.0	1
25 211	湖南市	57	19	33.3	49	16	32.7	13	0	0.0	10	0	0.0	12	4	33.3	10	3	30.0	32	15	46.9	29	13	44.8	66	45	68.2	26	13	50.0	73	38	52.1	40	8	20.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1
25 212	高島市	94	24	25.5	79	14	17.7	16	1	6.3	15	0	0.0	35	7	20.0	33	6	18.2	43	16	37.2	31	8	25.8	53	18	34.0	39	14	35.9	103	43	41.7	69	26	37.7	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1
25 213	東近江市	158	41	25.9	132	27	20.5	21	2	9.5	18	2	11.1	36	5	13.9	31	5	16.1	101	34	33.7	83	20	24.1	97	50	51.5	68	26	38.2	142	67	47.2	97	32	33.0	1		9	1	11.1	3	0	0.0	1
25 214	米原市	51	13	25.5	44	7	15.9	8	1	12.5	8	1	12.5	3	0	0.0	3	0	0.0	40	12	30.0	33	6	18.2	83	28	33.7	69	16	23.2	0	0	0.0	1		7	1	14.3	3	0	0.0	1			
25 383	白野町	33	5	15.2	30	3	10.0	5	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	28	5	17.9	25	3	12.0	18	10	55.6	8	1	12.5	36	13	36.1	24	6	25.0	1		16	2	12.5	4	0	0.0	1
25 384	竜王町	31	10	32.3	22	5	22.7	3	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	27	10	37.0	18	5	27.8	6	3	50.0	5	2	40.0	38	14	36.8	27	9	33.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1
25 425	愛荘町	38	16	42.1	30	10	33.3	6	2	33.3	5	1	20.0	0	0	0	0	0	0	32	14	43.8	25	9	36.0	30	10	33.3																		

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

滋賀県

調査時点 [議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)]

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取扱うことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解説又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定なく、運用上認めている。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定なく、過去に事例がない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他
ド 名 15	1の合計	19	0	19	0		0	19	19 19 19 19 19 12
4	2の合計	0	14	0	19		0	0	0 0 0 0 0 0
0	3の合計	0	5		0		0	0	0 0 0 0 0 0
0	4の合計	0	0				0	0	0 0 0 0 0 0
25 201 大津市 1 大津市議員旧姓使用取扱要綱	大津市議会	1	3	1	大津市議会議規程	第3条第2項	2	1	1 1 1 1 1 1
彦根市議員旧姓使用取扱要綱					第3条第2項	議員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。			
彦根市議員旧姓使用取扱要綱					彦根市議会議規程第2条第2項	2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
(趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定め、もってすべての職員が互いの個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境を整備することを目的とする。									
(旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができます。(旧姓を使用できる文書等) 第3条 前項の旧姓を使用できる文書等とは、別表に掲げるものとする。									
(旧姓の承認の申請) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けるときは、婚姻等により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等で使用する前に、その旨を所屬長を経由して当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に提出しなければならない。	彦根市議会	1	2	1			2	1	1 1 1 1 1 1
(旧姓の承認等) 第5条 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上または事務処理上支障がないと認めどときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ただし、市長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用者通知書(別記様式第3号)により、その旨を所屬長を経由して当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。(承認の取消) 第6条 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上または事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。									
(旧姓の使用の中止) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用者中止届(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。									
(旧姓使用者等の責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民または職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。									
(書類の提出) 第9条 この要綱に基づき市長に提出すべき書類は、所属長を経て人事課長に提出するものとする。(その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定めた。									
付 則 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成12年6月15日までに、所属長を経由して人事課長に第4条第2項の旧姓使用者承認申請書を提出することにより第5条の承認を受けることができるものとする。									
別表(第3条関係) (1)職員録 (2)職員配置図 (3)名刺 (4)事務分掌表 (5)職務分担表 (6)起案文書(回議書等における起案者の氏名表示) (7)決裁文書(供覧文書等に係る押印(公開審査等の押印を含む。) (8)復命書									

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 ド 名	市 区 区 町 村 町 村 村 ド 名	市 区 区 町 村 町 村 村 ド 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、出産することができるが、産業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産することができるが、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産することができるが、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
25 210 野洲市	1	野洲市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、轻易な文書等で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	野洲市議会	1	2	1	野洲市議会会議規則 (会議の欠席) 第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。 (3) 議員の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内	2			1 1 1 1 1	
25 211 湖南省	1	湖南省職員旧姓取扱規程 規程全文	湖南省議会	1	3	1	湖南省議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 212 高島市	1	高島市職員急性使用取扱規定 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	滋賀県高島市議会	1	2	1	高島市議会会議規則 第2条第2項及び第84条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 213 東近江市	2		東近江市議会	1	2	1	東近江市議会会議規則 第一章 会議 第1節 総則(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 214 米原市	1	米原市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれがない専ら組織内部で使用している文書、轻易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	米原市議会	1	2	1	米原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 383 日野町	1	日野町職員旧姓使用取扱規定□ 職員は、法令等の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等について、職務遂行上または事務処理上著しい生じないもの限り、旧姓を使用することができる。		1	2	1	日野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 384 竜王町	2		竜王町議会	1	2	1	竜王町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわざず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 425 愛荘町	1	愛荘町職員旧姓使用取扱規定 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令および条例等の規定に反するおそれのない、専ら組織内部で使用している文書等について、職務上または事務処理上著しい支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	愛荘町議会	1	2	1	愛荘町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかるわざず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 441 豊郷町	2		豊郷町議会	1	2	1	豊郷町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 442 甲良町	1	甲良町職員旧制使用取扱規定 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。		1	2	1	甲良町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわざず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1	
25 443 多賀町	2		多賀町議会	1	3	1		2			1 1 1 1 1	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況				
都道府県	市区町村																						
問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	本部員總数	うち女性	女性比率	内閣官に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマとした研修の実施状況					
議員の利用することのできる保健施設が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することができる保健施設が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	※本部長を含む(人)	(人)	(%)						
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 2. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供である。 4. なし	1. 行っていない。 2. 行っていない。(常設) 3. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のもの含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	規ハラスメント防止に関する議員向け 規ハラスメント防止に関する議員向け 規ハラスメント防止に関する議員向け 規ハラスメント防止に関する議員向け 規ハラスメント防止に関する議員向け	2 規ハラスメント防止に関する議員向け	3 規ハラスメント防止に関する議員向け	その他	その他内容	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、明記した規定がない。明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、明記した規定がない。明記した規定なく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定なく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)											
ド 名	0	0	10	8	1	2					7	1	1	4									
	0	1	1								5	4	4	7									
	0	0	8								7	7	14	0									
	19	18												8									
25 201	大津市	4	4	1	1						3		3	1						17	0	0.0	○
25 202	彦根市	4	4	1	1						1		3	3	2					23	0	0.0	
25 203	長浜市	4	4	1		2	3				1	1	3	2						17	0	0.0	
25 204	近江八幡市	4	4	1	1						1	2	2	1						23	3	13.0	
25 206	草津市	4	4	3							2	3	3	1						23	1	4.3	

